

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

令和3年7月修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的	
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定	
2	<p>(2) 水防対策において参考とする浸水想定</p> <p>台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域</p> <p><u>イ 愛知県が設定した高潮浸水想定（平成26年11月26日）</u></p> <p>◆ 附属資料第14「高潮浸水想定」</p>	<p>(2) 水防対策において参考とする浸水想定</p> <p>台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。</p> <p>ア 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	水防法に基づく高潮浸水想定区域を指定したため
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
3	<p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。</p>	<p>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</p> <p>大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すると<u>ともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u></p>	防災基本計画第1編第3章(P6)
4	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報</u>（以下「<u>避難勧告等</u>」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p>また、<u>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</u>（以下「<u>避難情報</u>」という。）等の<u>行動を促す情報</u>に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係
	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する	4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する	

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>	<p>事項</p> <p>被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p>	<p>防災基本計画 第2編第1章 (P6)</p>											
	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>												
	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>	<p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p>												
6	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(5) <u>避難の勧告、指示</u>を代行することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(5) <u>避難の指示</u>を代行することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>			
機関名	内容													
県	(5) <u>避難の勧告、指示</u> を代行することができる。													
機関名	内容													
県	(5) <u>避難の指示</u> を代行することができる。													
7	<p>2 市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(4) <u>避難の勧告、指示</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(4) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。	<p>2 市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(6) <u>避難の指示</u>を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(6) <u>避難の指示</u> を行う。	<p>表記の整理等</p>			
機関名	内容													
市町村	(4) <u>避難の勧告、指示</u> を行う。													
機関名	内容													
市町村	(6) <u>避難の指示</u> を行う。													
10	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>、</u>水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、</u> 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(1) 気象、地象、<u>地動及び</u>水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）<u>及び</u>水象の予報<u>並びに</u>警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略)
機関名	内容													
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>、</u> 水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)													
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> (略)													
機関名	内容													
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (略)													
中部地方整備局	(略) (3) 応急復旧 (略) <u>(削除)</u> <u>カ</u> (略)													

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

15	ク (略)	キ (略)																	
	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電気供給施設 の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)</td> <td>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備 の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)									
機関名	内容																		
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電気供給施設 の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)																		
機関名	内容																		
中部電力株式会社(※1)、株式会社JERA、関西電力株式会社(※2)、電源開発株式会社(※3)	(1) 電力設備 の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (略)																		
第2編 災害予防		第2編 災害予防																	
第1章 防災協働社会の形成推進		第1章 防災協働社会の形成推進																	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携		第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携																	
22	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p>	<p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。</p>	表記の整理																
第2章 水害予防対策		第2章 水害予防対策																	
25	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 河川防災対策</td> <td rowspan="3">中部地方 整備局、 県、市町村</td> <td>1(1) 河川維持修繕</td> </tr> <tr> <td>1(2) 河川改修</td> </tr> <tr> <td>1(3) 総合治水対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕	1(2) 河川改修	1(3) 総合治水対策	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1節 河川防災対策</td> <td rowspan="3">中部地方 整備局、 県、市町村</td> <td>1(1) 河川維持修繕</td> </tr> <tr> <td>1(2) 河川改修</td> </tr> <tr> <td>1(3) 総合治水対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕	1(2) 河川改修	1(3) 総合治水対策	対策の追加
区分	機関名	主な措置																	
第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕																	
		1(2) 河川改修																	
		1(3) 総合治水対策																	
区分	機関名	主な措置																	
第1節 河川防災対策	中部地方 整備局、 県、市町村	1(1) 河川維持修繕																	
		1(2) 河川改修																	
		1(3) 総合治水対策																	

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

			<p><u>(追加)</u></p> <p>1 <u>(4)</u> 河川情報等の提供</p> <p>1 <u>(5)</u> 予想される水災の危険の周知等</p> <p>1 <u>(6)</u> 県民の自発的な行動の促進</p> <p>1 <u>(7)</u> 水災害連携の連絡会・協議会</p>			<p>1 <u>(4)</u> <u>流域治水プロジェクト</u></p> <p>1 <u>(5)</u> 河川情報等の提供</p> <p>1 <u>(6)</u> 予想される水災の危険の周知等</p> <p>1 <u>(7)</u> 県民の自発的な行動の促進</p> <p>1 <u>(8)</u> 水災害連携の連絡会・協議会</p>	
		水防管理者	(略)		水防管理者	(略)	
第1節 河川防災対策				第1節 河川防災対策			
26	<p>1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(4)</u> 河川情報等の提供 (略)</p> <p><u>(5)</u> 予想される水災の危険の周知等 (略)</p> <p><u>(6)</u> 県民の自発的な行動の促進 (略)</p> <p><u>(7)</u> 水災害連携の連絡会・協議会 (略)</p>			<p>1 中部地方整備局、県（建設局）及び市町村における措置</p> <p><u>(4)</u> <u>流域治水プロジェクト</u> <u>気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。</u></p> <p><u>(5)</u> 河川情報等の提供 (略)</p> <p><u>(6)</u> 予想される水災の危険の周知等 (略)</p> <p><u>(7)</u> 県民の自発的な行動の促進 (略)</p> <p><u>(8)</u> 水災害連携の連絡会・協議会 (略)</p>			対策の追加
第3節 海岸防災対策				第3節 海岸防災対策			
29	<p>附属資料第13「海岸」</p> <p>◆ 附属資料第3「海岸の概要」</p> <p>◆ <u>附属資料第13「高潮浸水想定」</u></p> <p>◆ 附属資料第14「高潮害」</p>			<p>附属資料第13「海岸」</p> <p>◆ 附属資料第3「海岸の概要」</p> <p>◆ <u>附属資料第13「高潮浸水想定区域図」</u></p> <p>◆ 附属資料第14「高潮害」</p>			水防法に基づき、高潮浸水想定区域図を公表したため
第4節 浸水想定区域における対策				第4節 浸水想定区域における対策			

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

29	<p>3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）</p> <p>(1) 区域の指定 県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>(2) 市町村等への情報提供 県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p><u>なお、県は、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、平成26年11月に高潮による浸水リスク情報（高潮浸水想定図、解説書）をインターネットにより公開している。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>3 高潮浸水想定区域の指定（県（建設局）における措置）</p> <p>(1) 区域の指定 県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</p> <p>(2) 市町村等への情報提供 県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>○水位情報を周知する海岸</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 810 1980 890"> <tr> <td><u>愛知県知事指定</u></td> <td><u>三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）</u></td> </tr> </table>	<u>愛知県知事指定</u>	<u>三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）</u>	<p>水防法に基づき、水位周知海岸及び高潮浸水想定区域を指定したため</p>
<u>愛知県知事指定</u>	<u>三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）</u>				
<p>第7節 地盤沈下の防止</p>		<p>第7節 地盤沈下の防止</p>			
33	<p>1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県（建設局、環境局、保健医療局、<u>経済産業局</u>、農林基盤局、<u>都市整備局</u>、企業庁）における措置</p>	<p>1 中部経済産業局、中部地方整備局、国土地理院中部地方測量部及び県（建設局、環境局、保健医療局、農林基盤局、<u>都市・交通局</u>、企業庁）における措置</p>	<p>組織改正による修正及び表記の整理</p>		
<p>第3章 土砂災害等予防対策</p>		<p>第3章 土砂災害等予防対策</p>			
34	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等</p>		

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

■ 主な機関の措置		■ 主な機関の措置	
区分	機関名	区分	機関名
第2節 土砂災害の防止	県	第2節 土砂災害の防止	県
	市町村		市町村
主な措置 1(1) <u>土砂災害危険箇所等の把握</u> 1(2) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) <u>土砂災害監視システムの整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		主な措置 1(1) <u>土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(2) <u>山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) <u>土砂災害監視システムによる情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進	
第2節 土砂災害の防止		第2節 土砂災害の防止	
35	1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置 (6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置付けることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	36	1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置 (6) <u>避難指示</u> の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、 <u>避難指示</u> の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置付けることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。
36	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> を発令することを基本とした具体的な <u>発令判断につながる事項</u> を設定する。	36	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに <u>避難指示</u> を発令することを基本とした具体的な <u>発令基準</u> を設定する。

改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

第3節 砂防対策		第3節 砂防対策	
37	<p>1 中部地方整備局及び県（建設局）における措置</p> <p>(1) 砂防事業 集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防<u>えん</u>堤工や溪流の<u>浸食</u>による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>改良</u>、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p> <p>(3) 地すべり対策事業 土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、<u>地下水の排水施設、擁壁等それぞれの地域に対応した防止施設の整備</u>を実施する。</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の<u>危険箇所</u>の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	<p>1 中部地方整備局及び県（建設局）における措置</p> <p>(1) 砂防事業 集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防<u>堰</u>堤工や溪流の<u>侵食</u>による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策事業 集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面<u>対策</u>、土留施設又は排水施設の整備を実施する。</p> <p>(3) 地すべり対策事業 土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール<u>以上</u>、市街化地域にあつては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、<u>地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備</u>を実施する。</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 土石流、地すべり、がけ崩れ等の実態を十分調査し、それをもとに防止工事を実施するよう考慮する。</p>	<p>表記の整理</p>
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策		第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
38	<p>1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 <u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区など土砂災害の危険箇所等</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村</p>	<p>1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）及び市町村における措置</p> <p>(2) 施設管理者等に対する情報の提供 <u>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</u>に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	と協力してその旨を周知する。 また、施設の名称、場所等を県及び市町村の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。	周知する。 また、施設の名称、場所等を県及び市町村の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。	
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第2節 航空災害対策	第2節 航空災害対策	
47	3 県（建設局、防災安全局）における措置	3 県（都市・交通局、防災安全局）における措置	組織改正による
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
56	1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市町村における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電力事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 電気通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>	1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市町村における措置 (2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携 県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、 電気事業者 、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び 通信事業者 は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。 ◆附属資料第15「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定（県対中部電力株式会社）」 ◆附属資料第15「災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定（県対西日本電信電話株式会社）」	表記の整理 協定の締結による追加
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	■基本方針	■基本方針	
62	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・</u>	都市再生基本方針（R2.9）踏まえた修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

		減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。	
	第4節 市街地の面的な整備・改善	第4節 市街地の面的な整備・改善	
63	県（ 都市整備局 ）、市町村及び土地区画整理組合等における措置	県（ 都市・交通局、建築局 ）、市町村及び土地区画整理組合等における措置	表記の整理等
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
68	<p>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>2 県（防災安全局）における措置</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難勧告情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>2 県（防災安全局）における措置</p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>防災基本計画 第2編第1章 (P22)</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策	
75	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。 <u>(追加)</u></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難勧告</u>等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>避難情報</u>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<u>避難情報</u>を発令する。</p> <p>○ <u>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や<u>避難情報</u>の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
	<p>第1節 気象警報や<u>避難勧告</u>等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第1節 気象警報や<u>避難情報</u>の情報伝達体制の整備</p>	
75	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や<u>避難勧告</u>等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>2 市町村における措置</p> <p>市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や<u>避難情報</u>が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係
	<p>第3節 <u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第3節 <u>避難情報</u>の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
77	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難指示（緊急）</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市町村は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>(ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (追加) (ウ) 土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報 ウ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にする こと。 エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること。 (略) (追加) (イ) <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づく土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所、急傾斜地崩壊危険地区</u>等) (ウ) <u>高潮浸水想定（平成26年11月26日愛知県公表）における浸水想定区域</u> オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 カ <u>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことや、既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があることにも留意すること。</u> キ <u>避難勧告</u>等の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) <u>避難の勧告・指示</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指</p>	<p>(ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (ウ) <u>海岸の水位情報</u> (エ) <u>土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</u> ウ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にする こと。 エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市町村長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること。 (略) (イ) <u>高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）</u> (ウ) <u>土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）</u> (削除) オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに<u>避難情報</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 カ <u>洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</u> キ <u>避難情報</u>の発令基準等については、次の点に留意すること。 (ア) <u>避難の指示等</u>を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河</p>	<p>水位周知海岸の指定 表記の整理</p>
---	---	---

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5] 災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに [警戒レベル5] 災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。

- (ウ) 高潮に係る避難勧告等については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を

川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険個所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、[警戒レベル5] 緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

- (ウ) 高潮に係る避難情報については、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合には、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報として災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市町村は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p>なお、高潮による海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を把握した場合や、潮位が危険潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合など災害が発生直前又はすでに発生しているおそれがある場合には、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合も同様とする。</p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言 (略)</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市町村は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、避難情報の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	
<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>		<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
<p>78</p>	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法</p>	<p>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難情報を行う基準及び伝達方法</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	(略)	(略)	
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発	
80	<p>市町村、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市町村、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p> <p>(7) <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への<u>移動を原則</u>とすること。</p> <p>(4) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。)</p> <p>(7) <u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保（垂直避難等）」を行うべきこと。</u></p> <p>(エ) 市町村長から〔警戒レベル5〕<u>災害発生情報</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は<u>命を守るための最善の行動をとる</u>必要があること。</p>	<p>市町村、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 市町村、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。 ア 平常時における避難のための知識 イ 避難時における知識</p> <p>(7) <u>避難情報</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u></p> <p>(4) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。(特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。)</p> <p>(7) <u>洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。</u></p> <p>(エ) 市町村長から〔警戒レベル5〕<u>緊急安全確保</u>が発令された場合、未だ避難できていない住民は、<u>命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の</u></p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p><u>行動を確認しておくこと。</u></p> <p>ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>工業標準化法の改正に伴う修正</p>												
<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>		<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>													
<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>		<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>													
<p>82</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" data-bbox="248 863 1079 994"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>市町村における措置</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1" data-bbox="1133 863 1964 994"> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </table> <p>※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積></p> <p><u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、<u>段ボールベッド、パーティション</u>等の整備を図るとともに、</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記（「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」）</p> <p>防災基本計画</p>
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積														
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積														
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積														

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

83	<p>さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 (略)</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p>	第2編第1章 (P39)
<p>第2節 要配慮者支援対策</p>		<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
83	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア 市町村は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、<u>名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</u></p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 ア 市町村は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。<u>また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところによ</u></p>	改正後の災害対策基本法第49条の14第1項関係

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、<u>または</u>、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>り作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。<u>ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより <u>又は</u>避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>ウ 個別避難計画の作成等</u> <u>(ア) 個別避難計画の作成</u> <u>市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路</u></p>	<p>防災基本計画 第2編第1章 (P12)</p> <p>改正後の災害対策基本法第49条の14第1項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第49条の14第3項関係</p>
--	--	---	--

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

	<p><u>ウ</u> 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期</p>	<p><u>その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> 市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p><u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求めると、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合</u> 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>エ</u> 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項、第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 関係</p> <p>防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P12)</p> <p>表記の整理</p>
--	---	---	---

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>(追加)</u></p>	<p>帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p>	<p>「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」 (R2.12)を踏まえた修正</p>																		
	<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	<p>第11章 広域応援・受援体制の整備</p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>87</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="259 1233 1093 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>資料の整備</u></td> <td>県、指定地方 行政機関</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節</td> <td>県、市町村</td> <td><u>1</u>(1) 応援要請手続きの整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>資料の整備</u>	県、指定地方 行政機関	資料の整備	第2節	県、市町村	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1146 1233 1980 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></td> <td>県、指定地方 行政機関</td> <td>1 資料の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市町村</td> <td><u>2</u>(1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u>(2) 応援協定の締結等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	県、指定地方 行政機関	1 資料の整備		県、市町村	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>資料の整備</u>	県、指定地方 行政機関	資料の整備																			
第2節	県、市町村	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	県、指定地方 行政機関	1 資料の整備																			
	県、市町村	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等																			

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<table border="1"> <tr> <td><u>広域応援体制の整備</u></td> <td></td> <td> <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及び</u> <u>応援体制の整備</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td><u>2</u> 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td> 1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 警察災害派遣隊等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局</td> <td>3 緊急災害対策派遣隊等</td> </tr> </table>	<u>広域応援体制の整備</u>		<u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及び</u> <u>応援体制の整備</u>		防災関係機関	<u>2</u> 応援協定の締結等	第 <u>3</u> 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	県、市町村	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊		県警察	2 警察災害派遣隊等		中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等				
<u>広域応援体制の整備</u>		<u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及び</u> <u>応援体制の整備</u>																		
	防災関係機関	<u>2</u> 応援協定の締結等																		
第 <u>3</u> 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	県、市町村	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊																		
	県警察	2 警察災害派遣隊等																		
	中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等																		
	<table border="1"> <tr> <td>第<u>4</u>節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td> 1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等 </td> </tr> </table>	第 <u>4</u> 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																
第 <u>4</u> 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																		
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td> <u>2</u> (3) 受援体制の整備 <u>2</u> (4) <u>訓練、検証等</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災関係機関</td> <td><u>3</u> 応援協定の締結等</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>節 応援部隊等に係る広域応援・<u>受援</u>体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td> 1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>県警察</td> <td>2 警察災害派遣隊等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中部地方整備局</td> <td>3 緊急災害対策派遣隊等</td> </tr> </table>			<u>2</u> (3) 受援体制の整備 <u>2</u> (4) <u>訓練、検証等</u>		防災関係機関	<u>3</u> 応援協定の締結等	第 <u>2</u> 節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	県、市町村	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊		県警察	2 警察災害派遣隊等		中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等		
		<u>2</u> (3) 受援体制の整備 <u>2</u> (4) <u>訓練、検証等</u>																		
	防災関係機関	<u>3</u> 応援協定の締結等																		
第 <u>2</u> 節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	県、市町村	1 (1) 緊急消防援助隊 1 (2) 広域航空消防応援 1 (3) 県内の広域消防相互応援 1 (4) 医療救護活動の広域応援 1 (5) 自衛隊																		
	県警察	2 警察災害派遣隊等																		
	中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等																		
			<table border="1"> <tr> <td>第<u>3</u>節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</td> <td>県、市町村</td> <td> 1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等 </td> </tr> <tr> <td>第<u>4</u>節 <u>防災活動拠点の確保等</u></td> <td><u>県、市町村</u></td> <td><u>防災活動拠点の確保等</u></td> </tr> </table>	第 <u>3</u> 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等	第 <u>4</u> 節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	<u>県、市町村</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>											
第 <u>3</u> 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1 (1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 1 (2) 訓練・検証等																		
第 <u>4</u> 節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	<u>県、市町村</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>																		
	第1節 資料の準備		第1節 広域応援・受援体制の整備																	
87	県（防災安全局、各局）及び指定地方行政機関における措置		<u>1</u> 県（防災安全局、各局）及び指定地方行政機関における措置																	
	第2節 広域応援体制の整備		(削除)																	
87	<u>1</u> 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (1) 応援要請手続きの整備 県及び市町村は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 (2) 応援協定の締結等		<u>2</u> 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (1) 応援要請手続きの整備 県及び市町村は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。 (2) 応援協定の締結等		第2節（防災活動拠点の確保等を除く）を第1節へ整理及び表記の整理															

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>ア 相互応援協定の締結 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 なお、県は、次の協定を締結している。 ①災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市） ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保 県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u> <u>ア 防災活動拠点の確保等</u> <u>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</u> <u>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保</u></p>	<p>ア 相互応援協定の締結 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 なお、県は、次の協定を締結している。 ①災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市） ②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保 県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等 県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) 受援体制の整備 <u>(削除)</u></p>
--	---

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p><u>すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</u></p> <p><u>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>イ 受援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>ウ 訓練、検証等</p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <p>◆附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」 ◆附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 ◆附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」 ◆<u>附属資料第 6「防災活動拠点」</u></p> <p>2 防災関係機関における措置</p> <p>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応</p>	<p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>また、県及び市町村は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員確保制度</u>を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(4) 訓練、検証等</p> <p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <p>◆附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」 ◆附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 ◆附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」 <u>(削除)</u></p> <p>3 防災関係機関における措置</p> <p>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応</p>	<p>防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P27)</p>
--	--	--

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。	援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。	
90	第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	表記の整理
90	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>◆附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」</p> <p>◆附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書」</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>◆附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書（<u>県対県トラック協会</u>）」</p> <p>◆附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書（<u>岐阜県、愛知県、三重県、東海倉庫協会</u>）」</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における物流施設の使用等に関する覚書（<u>県対佐川急便株式会社</u>）」</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における物流施設の使用等に関する協定（<u>県対ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社・名鉄運輸株式会社</u>）」</p>	協定の締結による追加等
	第 2 節 広域応援体制の整備	（削除）	表記の整理
	（新設）	第 4 節 防災活動拠点の確保等	表記の整理
88 (現行) 90 (修正案)	<p>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p><u>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></p> <p><u>ア 防災活動拠点の確保等</u></p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検</p>	<p>県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。<u>また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」（豊山町・青山地区）において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検</p>	<p>第 2 節の防災活動拠点の確保等を第 4 節へ整理</p> <p>県の取組に係る修正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>◆附属資料第6「防災活動拠点」</p>	
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	
	■ 基本方針	■ 基本方針	
91	<p>○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p>	<p>○ 国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、<u>正常性バイアス等の必要な知識及び災害時</u>にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</p>	<p>防災基本計画 第1編第3章 (P6)</p>
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
93	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。 さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (略) オ 警報等や<u>避難勧告</u>等の意味と内容 カ 警報等発表時や<u>避難勧告</u>等の発令時にとるべき行動 (略)</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が</p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、<u>都市・交通局</u>、建築局等関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発 (略) 名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。 さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 (略) オ 警報等や<u>避難情報</u>の意味と内容 カ 警報等発表時や<u>避難情報</u>の発令時にとるべき行動 (略) <u>ケ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が</p>	<p>表記の整理 改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p> <p>防災基本計画 第2編第1章 (P15)</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>といった</u> 感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>予想され、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等その他の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>などの</u> 感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p> <p>また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p>	<p>表記の整理</p>																
<p>第3編 災害応急対策</p>		<p>第3編 災害応急対策</p>																	
<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>		<p>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</p>																	
<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>		<p>第1節 災害対策本部の設置・運営</p>																	
<p>100</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="309 813 1102 1430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略) ・震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	(略) ・震度4の地震が 発生 したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき	第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が 発生 したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	第3 非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が 発生 したとき	<p>1 県（防災安全局）における措置</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1193 813 1986 1430"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略) ・<u>県内</u>で震度4の地震を観測したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・<u>県内</u>で震度5弱の地震を観測したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・<u>県内</u>で震度5強以上の地震を観測したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	(略) ・ <u>県内</u> で震度4の地震を 観測 したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき	第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・ <u>県内</u> で震度5弱の地震を 観測 したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	第3 非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・ <u>県内</u> で震度5強以上の地震を 観測 したとき	<p>表記の整理</p>
区分	配備基準																		
第1 非常配備	(略) ・震度4の地震が 発生 したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき																		
第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が 発生 したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき																		
第3 非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が 発生 したとき																		
区分	配備基準																		
第1 非常配備	(略) ・ <u>県内</u> で震度4の地震を 観測 したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき																		
第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・ <u>県内</u> で震度5弱の地震を 観測 したとき ・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき																		
第3 非常配備	・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・ <u>県内</u> で震度5強以上の地震を 観測 したとき																		

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・東海地震注意情報が発表されたとき ・警戒宣言が発せられたとき</p> <p><u>※平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。</u></p>	
	第 2 節 職員の派遣要請	第 2 節 職員の派遣要請	
103	<p>1 県（防災安全局）における措置 (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p>2 市町村における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置 (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p>2 市町村における措置 (4) 被災市町村への市町村職員の派遣 市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	
	第 3 節 災害救助法の適用	第 3 節 災害救助法の適用	
104	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</p>	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、保健医療局、建築局、教育委員会）における措置 (1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。<u>なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。</u></p> <p>(2) 救助の実施 知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。</p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害救助法第 2 条第 2 項関係</p> <p>改正後の災害救助法第 4 条第 2 項関係</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の設置	市町村（県が委任）	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
(略)	(略)	
飲料水の <u>給与</u>	(略)	
(略)	(略)	

救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法が適用された場合に行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の <u>供与</u>	市町村（県が委任）	
<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	

(3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
(略)	(略)	
飲料水の <u>供給</u>	(略)	
(略)	(略)	

表記の整理

第2章 避難行動

106

■ 基本方針

○ 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第2章 避難行動

■ 基本方針

○ 高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

「避難情報に関するガイドライン」

表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

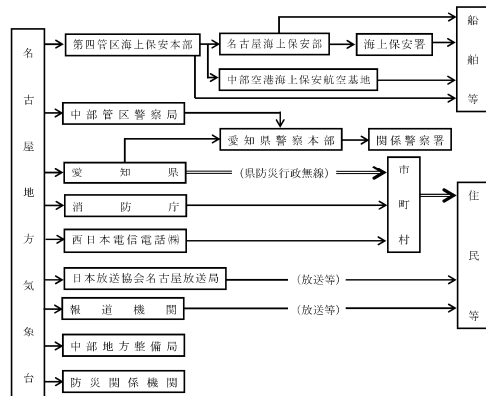
		■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	
		区分	機関名	主な措置
		第2節 <u>避難勧告等</u>	市町村	1(1) 避難 <u>勧告等</u>
		第3節 住民等の避難誘導	市町村	(略)
		第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達	
108	<u>(追加)</u>		4 高潮に係る水位情報の周知（県（建設局）における措置） <u>県は、三河湾・伊勢湾沿岸（田原市伊良湖町地先から弥富市鍋田町地先まで）について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報[高潮]）に達したときは、高潮氾濫発生情報を、関係機関に通知するとともに、県民に周知する。</u>	水防法に基づき、水位周知海岸を指定したため
109	4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)		5 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)	
	5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、 <u>土砂災害発生の危険度が高まったときに</u> 、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、 <u>避難勧告等</u> の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。		6 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、 <u>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに</u> 、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、 <u>避難情報</u> の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)		7 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置） (略)	
	7 県（防災安全局）における措置 (略)		8 県（防災安全局）における措置 (略)	

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

<p>8 西日本電信電話株式会社における措置 (略)</p> <p>9 日本放送協会名古屋放送局における措置 (略)</p> <p>10 市町村における措置 (略)</p> <p>11 その他の防災関係機関における措置 (略)</p> <p>12 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、<u>図1～8</u>のとおり行う。 (略) <u>(追加)</u> <u>(5) 土砂災害警戒情報 … 図5</u> <u>(6) 土砂災害緊急情報</u> ア 大規模な土砂災害 (河道閉塞による土石流、湛水など) … <u>図6のア</u> イ 大規模な土砂災害 (地すべり) … <u>図6のイ</u> <u>(7) 火災気象通報 … 図7</u> <u>(8) 火災警報 … 図8</u></p>	<p>9 西日本電信電話株式会社における措置 (略)</p> <p>10 日本放送協会名古屋放送局における措置 (略)</p> <p>11 市町村における措置 (略)</p> <p>12 その他の防災関係機関における措置 (略)</p> <p>13 気象警報等の伝達系統 次の気象警報等の伝達は、<u>図1～9</u>のとおり行う。 (略) <u>(5) 高潮氾濫発生情報…図5</u> <u>(6) 土砂災害警戒情報 … 図6</u> <u>(7) 土砂災害緊急情報</u> ア 大規模な土砂災害 (河道閉塞による土石流、湛水など) … <u>図7のア</u> イ 大規模な土砂災害 (地すべり) … <u>図7のイ</u> <u>(8) 火災気象通報 … 図8</u> <u>(9) 火災警報 … 図9</u></p>	<p>水防法に基づき、水位周知海岸を指定したため</p>
--	--	------------------------------

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

111 図1 気象・水象に関する特別警報・警報等



(注)
 1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 2 名古屋地方気象台から西日本電信電話網には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

112 図2 洪水予報

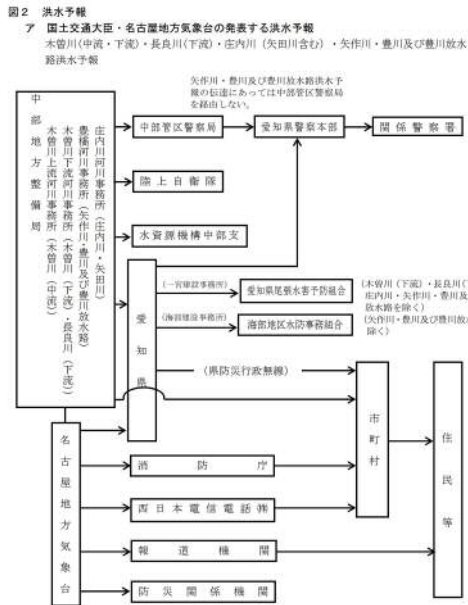
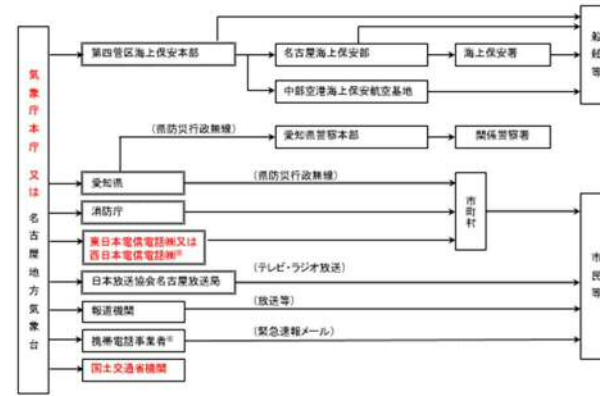
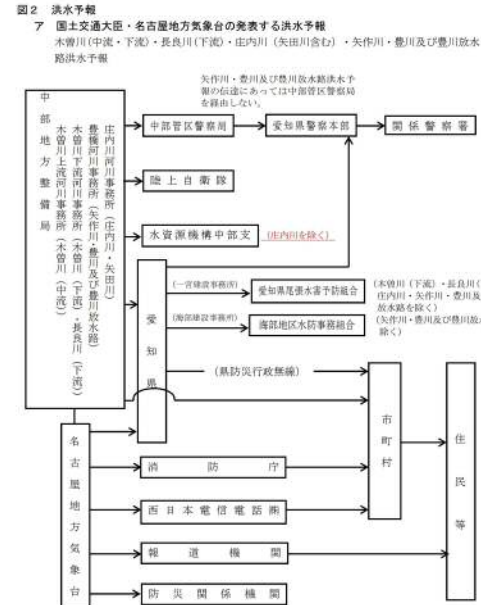


図1 気象警報等の伝達系統図



※加齢等から緊急事態連絡電話網又は緊急事態連絡網には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
 ※緊急連絡メールは、気象庁(大気、海洋、気象、気象、大雪)に関する特別警報が発表された時に、気象庁から気象庁長官の署名から標準電報事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注) 二重線で囲まれている経路は、気象庁が所管する緊急伝達システムに基づき伝達される。
 注) 二重線の経路は、気象庁が所管する緊急伝達システムに基づき伝達される。

図2 洪水予報



図の修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>図7 火災気象通報 (略)</p> <p>図8 火災警報 (略)</p> <p>◆附属資料第2「<u>愛知県予報区において警報・注意報の発表に使用する細分区域名／気象・水象に関する予報警報／火災気象通報</u>」</p> <p>◆附属資料第2「<u>洪水予報、水位情報の周知、水防警報</u>」</p> <p>8 異常現象の通報</p>	<p>図8 火災気象通報 (略)</p> <p>図9 火災警報 (略)</p> <p>◆附属資料第2「<u>愛知県における気象警報・注意報や天気予報の発表区域／気象等に関する予報警報（特別警報・警報・注意報・気象情報）／火災気象通報</u>」</p> <p>◆附属資料第2「<u>洪水予報、水位情報の周知、水防警報</u>」</p> <p>13 異常現象の通報</p>	
<p>第2節 避難勧告等</p>		<p>第2節 避難情報</p>	
<p>118</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>避難勧告等</u></p> <p>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] <u>避難勧告を基本とする。避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) <u>避難情報</u></p> <p>速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] <u>避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。</u></p> <p>また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係</p>
<p>119</p>	<p>ア [警戒レベル5] <u>災害発生情報</u></p> <p>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市町村が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</p> <p>イ [警戒レベル4] <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難勧告等</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警</p>	<p>ア [警戒レベル5] <u>緊急安全確保</u></p> <p>災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。</p> <p>イ [警戒レベル4] <u>避難指示</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた<u>避難指示</u>の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>戒レベル4] 避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達</p> <p>避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、</p>	<p>レベル4] 避難指示を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。</p> <p>避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。</p> <p>また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。</p> <p>ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難</p> <p>避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。</p> <p>また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p>なお、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。</p> <p>エ 対象地域の設定</p> <p>避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難情報の伝達</p> <p>避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>カ 事前の情報提供</p> <p>避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、</p>
---	--

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>120</p>	<p>大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示</u>し、又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保</u>措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ア 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難指示（緊急）、避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 イ ホットラインによる情報提供・共有 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難勧告</u>等に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保</u>措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住</p>	<p>大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、<u>避難のための立退きを指示</u>し、又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ア 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難情報</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく<u>避難指示</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 イ ホットラインによる情報提供・共有 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難情報</u>に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の指示</u>を行う。</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者そ</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 61 条第 1 項関係</p>
<p>121</p>	<p>大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示</u>し、又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保</u>措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ア 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難指示（緊急）、避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 イ ホットラインによる情報提供・共有 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難勧告</u>等に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保</u>措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住</p>	<p>大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求 市町村長は、<u>避難のための立退きを指示</u>し、又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項） （略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求 （略）</p> <p>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</p> <p>(4) 市町村長への助言、ホットラインによる情報提供・共有 ア 市町村長への助言 知事は、市町村長から<u>避難情報</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。 また、時機を失することなく<u>避難指示</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。 イ ホットラインによる情報提供・共有 「洪水時等危険情報伝達ホットライン」により水位情報等を河川管理者（建設事務所長）から市町村長へ直接電話連絡を行い、<u>避難情報</u>に資する情報提供を行う。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって<u>立退き等の指示</u>を行う。</p> <p>4 県警察（警察官）における措置</p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者そ</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 61 条第 1 項関係</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

122	<p>者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保</u>措置を指示する。</p> <p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市町村長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村長から<u>避難指示（緊急）</u>、<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>8 <u>避難の勧告・指示</u>の内容 市町村長等の<u>避難勧告等</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>9 避難の措置と周知 <u>避難の勧告若しくは指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の勧告・指示</u>等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 エ (略)</p>	<p>の他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p> <p>6 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</p> <p>(1) 市町村長への助言 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村長から<u>避難指示</u>の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>8 <u>避難の指示</u>の内容 市町村長等の<u>避難指示</u>を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p>9 避難の措置と周知 <u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ (略) ウ <u>避難の指示</u>等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。 エ (略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 2 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
122	<p>第 3 節 住民等の避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導</p>	<p>第 3 節 住民等の避難誘導等</p> <p>1 住民等の避難誘導等</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

	<p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	<p>2 避難行動要支援者の支援</p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。</p> <p>また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。</p> <p>ウ 避難行動要支援者の安否確認</p> <p>避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。</p> <p>エ 避難後における避難行動要支援者への対応</p> <p>地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項、第 3 項、第 49 条の 16 及び第 49 条の 17 関係</p>
<p>(新設)</p>		<p>第 4 節 広域避難</p>	
<p>123</p>	<p>(新設)</p>	<p>1 広域避難に係る協議</p> <p>(1) 市町村における措置</p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 4 第 1 項、第 61 条の 5 第 1 項及び第 61 条の 6 第 1 項関係</p> <p>※広域一時滞在に係る協議等 (第 3 編第 9 章 第 1 節 3(P187))</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

		<p><u>(2) 県における措置</u> <u>県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。</u></p> <p>2 居住者等の運送 <u>(1) 県における措置</u> <u>県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。</u> ア <u>運送すべき人</u> イ <u>運送すべき場所</u> ウ <u>期日</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条の 5 第 2 項及び第 61 条の 7 第 1 項関係 改正後の災害対策基本法第 61 条の 8 第 1 項関係</p>
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	
125	<p>1 市町村の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市町村長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難指示（緊急）</u>等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が</p>	<p>1 市町村の措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市町村長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む。）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<u>避難情報</u>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が</p>	<p>「避難情報に関するガイドライン」</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p>	<p>取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。</p> <p><u>なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第2節 通信手段の確保</p>	<p>第2節 通信手段の確保</p>	
130	<p>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p>	<p>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</p> <p>(5) 非常通信</p> <p>ア 非常通信の通信内容</p> <p>(7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、<u>特定災害対策本部</u>、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第23条の3第1項関係</p>
	<p>第3節 広報</p>	<p>第3節 広報</p>	
132	<p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとるべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等）</p> <p>(略)</p>	<p>4 広報内容</p> <p>(2) 災害発生直後の広報</p> <p>ア 災害の発生状況</p> <p>イ 地域住民のとるべき措置</p> <p>ウ 避難に関する情報（避難場所、<u>避難情報</u>）</p> <p>(略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>
	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	
	<p>第1節 応援協力</p>	<p>第1節 応援協力</p>	
135	<p>1 県（防災安全局）における措置</p>	<p>1 県（防災安全局）における措置</p>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>136</p>	<p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第 70 条、同法第 74 条の 3） 知事は、県内に<u>おける</u>災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。 なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。 (略)</p> <p>(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第 74 条の 2） 県は、<u>大規模災害が発生した場合で</u>、「災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市町村長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。</p>	<p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第 70 条、同法第 74 条の 4） 知事は、県内に<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。 なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。 (略)</p> <p>(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第 74 条の 3） 県は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、「災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</p> <p>2 市町村における措置</p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市町村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条） 市町村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。 なお、市町村長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 74 条の 4 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 74 条の 3 第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 68 条関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 67 条第 1 項関係</p>
<p></p>	<p>第 5 章 救出・救助対策</p>	<p>第 5 章 救出・救助対策</p>	<p></p>
<p></p>	<p>第 2 節 海上における避難救出活動</p>	<p>第 2 節 海上における避難救出活動</p>	<p></p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

148	<p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>イ <u>避難の勧告・指示</u>等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	<p>1 第四管区海上保安本部における措置</p> <p>(5) 救難対策</p> <p>イ <u>避難の指示</u>等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係																	
第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策		第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																		
■ 基本方針		■ 基本方針																		
152	<p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="250 660 1019 932"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院 </td> <td>○保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>○臨機応急な医療活動</td> </tr> <tr> <td>○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院	○保健医療調整会議への参画	○臨機応急な医療活動	○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送	<u>(追加)</u>	<p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1137 660 1921 932"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院 </td> <td>○保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>○臨機応急な医療活動</td> </tr> <tr> <td>○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送</td> </tr> <tr> <td><u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院	○保健医療調整会議への参画	○臨機応急な医療活動	○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送	<u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u>	令和 2 年 3 月 31 日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため			
機関名	被害発生中																			
地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院	○保健医療調整会議への参画																			
	○臨機応急な医療活動																			
	○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送																			
	<u>(追加)</u>																			
機関名	被害発生中																			
地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院	○保健医療調整会議への参画																			
	○臨機応急な医療活動																			
	○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送																			
	<u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入</u>																			
153	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="250 1008 1075 1279"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 1 節 医療救護</td> <td rowspan="3">地 元 医 師 会、災害 拠点病院</td> <td>4(1) 保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>4(2) 臨機応急な医療活動</td> </tr> <tr> <td>4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠点病院	4(1) 保健医療調整会議への参画	4(2) 臨機応急な医療活動	4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u>	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1137 1008 1962 1359"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 節 医療救護</td> <td rowspan="4">地 元 医 師 会、災害 拠点病院、 <u>災害拠点精 神科病院</u></td> <td>4(1) 保健医療調整会議への参画</td> </tr> <tr> <td>4(2) 臨機応急な医療活動</td> </tr> <tr> <td>4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）</td> </tr> <tr> <td><u>4(4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠点病院、 <u>災害拠点精 神科病院</u>	4(1) 保健医療調整会議への参画	4(2) 臨機応急な医療活動	4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）	<u>4(4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）</u>	
区 分	機関名	主な措置																		
第 1 節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠点病院	4(1) 保健医療調整会議への参画																		
		4(2) 臨機応急な医療活動																		
		4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u>																		
区 分	機関名	主な措置																		
第 1 節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠点病院、 <u>災害拠点精 神科病院</u>	4(1) 保健医療調整会議への参画																		
		4(2) 臨機応急な医療活動																		
		4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）																		
		<u>4(4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入（災害拠点精神科病院）</u>																		
第 1 節 医療救護		第 1 節 医療救護																		

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

156	<p>4 地元医師会、災害拠点病院における措置 <u>(追加)</u></p> <p>◆附属資料第10「災害拠点病院」 ◆附属資料第10「救急病院・救急診療所の認定状況」 <u>(追加)</u></p>	<p>4 地元医師会、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>における措置 <u>(4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。</u></p> <p>◆附属資料第10「災害拠点病院」 ◆附属資料第10「救急病院・救急診療所の認定状況」 ◆<u>附属資料第10「災害拠点精神科病院」</u></p>	令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
159	<p>1 県（保健医療局）における措置 <u>(追加)</u></p>	<p>1 県（保健医療局・<u>感染症対策局</u>）における措置 <u>(7) 自宅療養者等の避難確保</u> ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> イ <u>市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	防災基本計画 第2編第1章 (P37)
160	<p>2 保健所設置市における措置 <u>(追加)</u></p>	<p>2 保健所設置市における措置 <u>(6) 自宅療養者等の避難確保</u> ア <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u> イ <u>防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	
161	<p>5 栄養指導等 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養</p>	<p>5 栄養指導等 <u>(1) 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養</u></p>	令和2年3月24日に公益社団法

風水害等災害対策計画 新旧対照表 (案)

	<p>指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><u>(2) 市町村は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>◆附属資料第15「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（県対公益社団法人愛知県栄養士会）」</p>	<p>人愛知県栄養士会と協定を締結したため</p>
	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</p>	
	<p>第2節 道路施設対策</p>	<p>第2節 道路施設対策</p>	
171	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供 一般通行者の安全を確保するため、災害の発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器による情報提供を実施し、避難誘導を行う。</p>	<p>5 名古屋高速道路公社における措置</p> <p>(2) 一般通行者に対する情報提供 一般通行者の安全を確保するため、災害の発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器 <u>及び車載情報板</u> による情報提供を実施し、避難誘導を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第4節 港湾・漁港施設対策</p>	<p>第4節 港湾・漁港施設対策</p>	
173	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）」</p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）<u>・漁港BCP（豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港・一色漁港）</u>」</p>	<p>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港においてBCPを作成したため</p>
	<p>第6節 緊急輸送手段の確保</p>	<p>第6節 緊急輸送手段の確保</p>	
175	<p>5 港湾・漁港管理者の措置</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）」</p> <p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>◆附属資料第15「船舶による輸送等に関する協定書」</p>	<p>5 港湾・漁港管理者の措置</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）<u>・漁港BCP（豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港・一色漁港）</u>」</p> <p>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>◆附属資料第15「船舶による輸送等に関する協定書 <u>（県対中部沿海海</u></p>	<p>表記の整理、BCPの作成、協定の締結に伴う追加</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<u>(追加)</u>	運組合・東海内航海運組合・全国内航タンカー海運組合東海支部」 ◆附属資料第15「船舶による災害時の輸送等に関する協定（県対県水難救済会）」	
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
187	1 市町村における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u> <u>ウ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 <u>エ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	1 市町村における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。 ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携 (削除) <u>イ</u> 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用 <u>ウ</u> 通訳ボランティア等の避難所等への派遣	多言語情報翻訳システムの廃止 予定に伴う修正
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
191	1 市町村における措置 (3) 米穀の原料調達 イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I <u>第10</u> の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	1 市町村における措置 (3) 米穀の原料調達 イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I <u>第11</u> の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。	要領の一部改正に伴う修正
	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策	
	第1節 中部国際空港	第1節 中部国際空港	
222	3 情報の伝達系統（中部国際空港） 図中 愛知県建設局航空空港課 愛知県建設局港湾課	3 情報の伝達系統（中部国際空港） 図中 愛知県都市・交通局航空空港課 愛知県都市・交通局港湾課	組織改正による修正
	第2節 愛知県名古屋飛行場	第2節 愛知県名古屋飛行場	
	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場）	組織改正による

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

225	(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 図中 愛知県建設局航空空港課	(1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課	修正
226	(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 図中 愛知県建設局航空空港課 (3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 図中 愛知県建設局航空空港課	(2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課 (3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課	
第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通		第3節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通	
227	1 県（建設局、防災安全局、保健医療局）における措置	1 県（都市・交通局、防災安全局、保健医療局）における措置	組織改正による修正
229	5 情報の伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 図中 愛知県建設局航空空港課	5 情報の伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課	
230	(2) 自衛隊機の場合 図中 愛知県建設局航空空港課	(2) 自衛隊機の場合 図中 愛知県都市・交通局航空空港課	
第21章 大規模な火事災害対策		第21章 大規模な火事災害対策	
大規模な火事災害対策		大規模な火事災害対策	
255	1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告 等 地域住民等の 避難の勧告又は指示 等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	1 地元市町村における措置 (2) 避難情報 地域住民等の 避難の指示 等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
第22章 林野火災対策		第22章 林野火災対策	
林野火災対策		林野火災対策	
259	1 地元市町村における措置 (2) 避難勧告 等 地域住民等の 避難の勧告又は指示 等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	1 地元市町村における措置 (2) 避難情報 地域住民等の 避難の指示 等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
第24章 住宅対策		第24章 住宅対策	
■ 基本方針		■ 基本方針	
268	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者の	○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者の	国交省通知「空

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>ために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p>	<p>ために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p> <p><u>○ 市町村は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p>	<p>家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく措置について」(R2.12.25)を踏まえた修正</p>
<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p>		<p>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</p>	
271	<p>1 県（建築局）、救助実施市及び市町村（救助実施市を除く）における措置</p> <p>(1) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」</p> <p>◆附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p>	<p>1 県（建築局）、救助実施市及び市町村（救助実施市を除く）における措置</p> <p>(1) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（<u>県、名古屋市</u>対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会・<u>日本木造住宅産業協会・日本ムービングハウス協会</u>）」</p> <p>◆附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（<u>県、名古屋市</u>対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p>	<p>協定の締結による修正</p>
<p>第5節 住宅の応急修理</p>		<p>第5節 住宅の応急修理</p>	
273	<p>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから<u>1</u>か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>(2) 応援協力の要請</p>	<p>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 エ 修理の期間 地震災害が発生してから<u>3</u>か月以内（<u>災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内</u>）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>(2) 応援協力の要請</p>	<p>災害救助事務取扱要領の改正</p>

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

	(略) ◆附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・ 愛知建設労働組合 ・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」	(略) ◆附属資料第15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県、 名古屋市 対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・県建築組合連合会・ 愛知建設組合 ・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」	協定の締結による修正
	第25章 学校における対策	第25章 学校における対策	
	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
277	県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により 県立学校管理規則等 に基づき校長が行う。 休校措置 を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。	県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置 (2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。 ア 県立学校 学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により 学校教育法施行規則 に基づき校長が行う。 休業措置 を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。	表記の整理
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第4章 被災者等の生活再建等の支援	第4章 被災者等の生活再建等の支援	
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付等	
290	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 （追加）	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 ◆附属資料第15「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書（県対県建築士事務所協会、愛知建築士会、 県土地家屋調査士会、県不動産鑑定士協会 ）」	協定の締結による追加
	第2節 被災者への経済的支援等	第2節 被災者への経済的支援等	
291	1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により 全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯 に対し	1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により その生活基盤に著しい被害を受けた世帯 に対して、その生	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表（案）

292	<p>て、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。（略）</p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p>	<p>活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。（略）</p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p>	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正
-----	--	--	--------------------